

# 港区障害児通所支援事業所運営支援補助金の申請について

令和5年8月23日

港区障害者福祉課障害者事業所支援係

# 1 補助内容

No.	補助対象経費	補助対象経費の内訳	補助率	補助限度額	対象サービス
1	事業所の借上げに要する賃借料	(1) 賃借料 (2) 共益費 (3) (1) 及び (2) に係る消費税	1 / 4	—	児童発達支援 放課後等デイ サービス
2	送迎の実施に要する費用 (New)	(1) 車両購入費 (2) 駐車場代 (3) 送迎に使用する車両の借用費用 (4) 送迎に臨時にタクシーを利用した場合の費用	1 / 2	1,000,000円	放課後等デイ サービス
3	延長療育の実施に要する費用 (New)	午後6時前からサービス提供していた児童に対して、午後6時以降も引き続きサービスを提供した場合の人件費		1時間当たり 938円	放課後等デイ サービス
4	重度障害児に対する療育の実施に要する費用 (New)	愛の手帳(1度又は2度)の交付を受けている児童に対して、サービスを提供した場合の人件費		1時間当たり 938円	放課後等デイ サービス

## 2 補助要件

No.	補助要件
共通	<ul style="list-style-type: none"><li>・事業所が港区内に所在すること。</li></ul>
	<ul style="list-style-type: none"><li>・第三者評価を3年に1回受審し、その結果を公表していること。 ※令和2年度以前に開設し、令和4年度までに未受審の事業所 →令和5年度中に受審が必要（区を受審費用補助制度あり。10/10補助。上限60万円）</li><li>※令和3年度以降に新たに開設した事業所 →令和5年度中の受審は免除</li></ul>
1	<ul style="list-style-type: none"><li>・賃借料（家賃）を支払っていること。</li></ul>
	<ul style="list-style-type: none"><li>・補助対象期間の事業所の利用児童の構成が、年平均で7割以上が港区民であること。 ※港区民の利用児童が利用した延べ日数が、全体の7割以上であることが要件です。 ※欠席時対応加算を算定した児童は、延べ人数に含みます。</li></ul>
2	<ul style="list-style-type: none"><li>・送迎加算を算定していること。</li></ul>

No.	補助要件
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・午後6時前からのサービス提供を延長して、午後6時以降もサービス提供していること。</li> <li>・午後6時以降のサービス提供を担当する従業者に人件費を支払っていること。</li> </ul> <p>※届出上のサービス提供時間が午後6時を超えている事業所が、午後6時からサービス提供した場合は対象外です。（本来のサービス提供時間にあたる場合）</p> <p>※届出上のサービス提供時間が午後6時を超えている事業所が、午後6時にサービス提供が終了する児童に対して、午後6時以降も、予定を延長してサービス提供した場合は対象です。</p> <p>※送迎時間は、サービス提供時間に含みません。</p> <p>※平日のみ。1日当たり従業者3人まで。午後7時まで。</p>
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都愛の手帳交付要綱に基づく愛の手帳（1度又は2度に限る。）の交付を受けている児童のサービス提供を担当する従業者に人件費を支払っていること。</li> </ul> <p>※送迎時間は、サービス提供時間に含みます。</p> <p>※1日当たり最大8時間、1人まで。</p>

「利用児童の7割以上が港区民であること」は、2～4の補助要件には該当しません。

### 3 補助額の算定

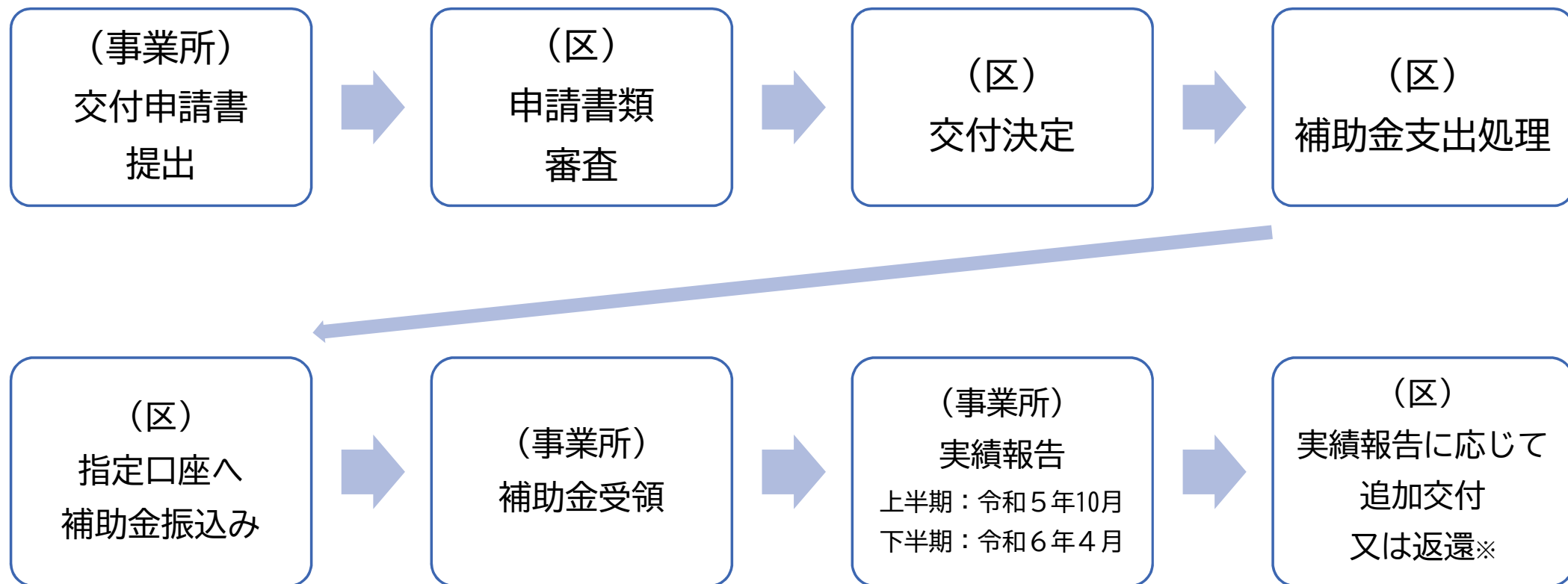
補助額＝補助対象経費 1～4 の合計（千円未満切捨て）

【 計算例 】

1	家賃	$400,000\text{円/月} \times \text{補助率}1/4 \times 6\text{月} = \underline{600,000\text{円}}$
2	送迎費用	
	駐車場代（月極）	$50,000\text{円/月} \times 6\text{月} = 300,000\text{円}$
	駐車場代（コインパーキング）	$1\text{回}400\text{円} \times 22\text{日} \times 6\text{月} = 52,800\text{円}$
	レンタカー代	$3,960\text{円} \times 4\text{日} \times 6\text{月} = 95,040\text{円}$
	タクシー代	$3,060\text{円} \times 6\text{回} = 18,360\text{円}$
	送迎費用合計	$(300,000\text{円} + 52,800\text{円} + 95,040\text{円} + 18,360\text{円}) \times \text{補助率}1/2 = \underline{233,100\text{円}}$
3	延長療育	$938\text{円} \times (12\text{日/月} \times 2\text{人} + 9\text{日/月} \times 3\text{人}) \times 6\text{月} = \underline{287,028\text{円}}$
4	重度障害児療育	$938\text{円} \times (4\text{日/月} \times 8\text{時間} + 20\text{日/月} \times 2.5\text{時間}) \times 6\text{月} = \underline{461,496\text{円}}$

〈 合計 〉  $600,000\text{円} + 233,100\text{円} + 287,028\text{円} + 461,496\text{円} = 1,581,624\text{円} \Rightarrow \underline{\text{【補助額】 } 1,581,000\text{円}}$

## 4 交付手続きの流れ



※賃借料に変更があった場合は、交付申請と同様の流れで変更交付申請してください。

※他制度の助成を受けている場合は、精算時に返還を求めます。

## 5 申請に必要な書類

No.	補助要件
共通	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 港区障害児通所支援事業所運営支援補助金交付申請書</li><li>・ 請求書（区様式）</li><li>・ 振込金融機関の通帳又はキャッシュカードの写し</li></ul>
1	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 事業所の賃貸借契約書の写し</li><li>・ 指定申請時（変更申請）時の平面図の写し</li><li>・ 賃借料（家賃）を支払ったことが分かる書類（通帳の写し又は領収書等）</li></ul>
2	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 送迎車両を購入したこと及びその購入費用が分かる書類（車検証、領収書等）</li><li>・ 送迎車両を駐車する駐車場代を支払ったことが分かる書類（通帳の写し又は領収書等）</li><li>・ 送迎車両を借用した場合、その借用日及び借用費用が分かる書類（領収書等）</li><li>・ 臨時でタクシーを使用して送迎を実施した場合に支払った費用が分かる書類（領収書等）</li></ul> <p>※補助申請内容によって、必要書類が異なります。</p>

No.	補助要件
3	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 午後6時から午後7時までの間にサービス提供したことが分かる書類 （サービス提供記録、職員出勤簿、シフト表等）</li><li>・ 午後6時から午後7時までの間にサービス提供した従業者に報酬を支払ったことが分かる書類 （事業記録、支払明細等）</li></ul>
4	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 重度障害児を受け入れたことが分かる書類（港区民：受給者証（写）、 他区民：愛の手帳（写）※保護者に説明、同意の上、写しを取得してください。）</li><li>・ 重度障害児にサービス提供したことが分かる書類 （サービス提供記録、職員出勤簿、シフト表等）</li><li>・ 重度障害児にサービス提供した従業者に報酬を支払ったことが分かる書類 （事業記録、支払明細等）</li></ul>



## 6 申請書類の提出

### 【 提出期限 】

上半期分 : 令和5年9月30日(金)

下半期分 : 令和6年3月29日(金)

### 【 提出先 】

〒105-8511 港区芝公園一丁目5番25号(港区役所204窓口)

保健福祉支援部障害者福祉課障害者事業所支援係

電話 03-3578-2671・2667

担当: 小山、杉山